

3. 勤務時間その他の勤務条件状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（平成18年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時00分	12:45～13:00	12:00～12:45

(2) 休暇制度の概要（平成18年4月1日現在）

休暇の種類	休暇を与える期間等	有給・無給の別
年次有給休暇	1年つき20日。残日数は20日を限度として翌年に繰りこすことができる。	有給
夏季休暇	7月から9月の期間内において連続する3日の範囲内	有給
忌引の休暇	死亡した人の続柄に応じて、1日から7日の範囲内	有給
法要の休暇	配偶者及び1親等の血族に限り1日	有給
結婚の休暇	5日以内	有給
配偶者出産の休暇	2日以内	有給
妊娠通院の休暇	妊娠23週まで4週間に1日。妊娠24週から第9月末まで2週間に1日。10月から分娩まで1週間に1日。	有給
妊娠障害の休暇	妊娠中の職員がつわり等の障害により、勤務することが困難と認められる場合は2週間以内。	有給
産前産後の休暇	分娩予定日前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定である女子職員が出産の日まで申し出た期間。 出産の翌日から8週間を経過する日までの期間。	有給
育児の休暇	生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に1日2回それぞれ45分以内の期間。	有給
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、一の年において5日。	有給
骨髄移植休暇	骨髄液の提供希望者として登録の申出又は骨髄液の提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は必要な期間。	有給
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合に、一の年において5日の範囲内。	有給
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間。	有給
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間。	無給
組合休暇	1年において30日の範囲内で、職員団体の業務又は活動に従事する期間。	無給

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成17年度実績）

総付与日数	総使用日時数	対象職員数	平均取得日時数	取得率
5,269.5日	1,124日	134人	8.4日	21.3%

(4) 育児休業の取得状況（平成17年度）

区 分	男 性	女 性	計
育児休業の承認件数	0件	1件	1件
育児休業期間延長の承認件数	0件	1件	1件

(5) 介護休暇の取得状況（平成17年度）

区 分	男 性	女 性	計
介護休暇の承認件数	0件	0件	0件